

【婦恋村】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	514 人	505 人	490 人	464 人	447 人
② 予備機を含む 整備上限台数	591 台	580 台	563 台	533 台	514 台
③ 整備台数 (予備機除く)			170 台	294 台	
④ ③のうち 基金事業によるもの			170 台	294 台	
⑤ 累積更新率			34.69%	100%	
⑥ 予備機整備台数			25 台	44 台	
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの			25 台	44 台	
⑧ 予備機整備率			5.10%	14.87%	

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 8～9 年度の 2 年間で、児童・生徒用端末、予備機、教職員用端末を整備する。

令和 8 年度：中学校 1 校

令和 9 年度：小学校 2 校

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：671 台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託：671 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う

○☒ 処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 9 年 8 月 処分事業者 選定

令和 9 年 9 月 新規購入端末の使用開始

令和 9 年 10 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項 なし